

北上地区消防組合消防本部訓令第2号

消防機関

北上地区消防組合ドライブレコーダー運用規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和元年12月12日

北上地区消防組合消防本部
消防長 佐藤 晃

北上地区消防組合ドライブレコーダー運用規程の一部を改正する訓令

北上地区消防組合ドライブレコーダー運用規程（平成26年北上地区消防組合消防本部訓令第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(統括管理責任者)</p> <p>第4条 データ等の適正管理のため、統括管理責任者、副統括管理責任者及び管理責任者(以下「統括管理責任者等」という。)を置き、その指定及び統括管理責任者等の責務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 管理責任者は、ドライブレコーダーを設置した車両の所属する署所の長とし、データ等を管理する。</p> <p>(操作担当者)</p> <p>第5条 操作担当者は、所属ごとに次の者をもって充てる。</p>	<p>(統括管理責任者)</p> <p>第4条 データ等の適正管理のため、統括管理責任者、副統括管理責任者及び管理責任者(以下「統括管理責任者等」という。)を置き、その指定及び統括管理責任者等の責務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 管理責任者は、ドライブレコーダーを設置した車両の所属する署の長とし、データ等を管理する。</p> <p>(操作担当者)</p> <p>第5条 操作担当者は、所属ごとに次の者をもって充てる。</p>

(1)～(3) [略]

(1)～(3) [略]

(4) 出張所 出張所長が指定する職員

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。